

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書(暫定03) 令和6年度

株式会社センター
江田ひまわり保育園

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

目次

サービス第三者評価結果報告書

◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ
- Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成
- Ⅱ-3 運営の透明性の確保
- Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス
- Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

福祉サービス第三者評価結果 の概要

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称:	江田ひまわり保育園
種別:	地域型保育事業
事業所代表者氏名:	園長 本田真美子
定員(利用人数):	12名 (12名)
所在地:	〒225-0014 横浜市青葉区荏田西2-35-1 ウェストパークヒルズ105
TEL/FAX:	TEL:045-532-5566 / FAX:045-532-5566
ホームページ:	https://centerjp.com/eda/
開設年月日:	2016年4月1日
経営法人・設置主体:	株式会社センター

職員数	常勤/非常勤	常勤: 3 名 非常勤: 11 名
	専門職員(名称)	園 長:1名 看護師:1名
		保育士:8名 神奈川県子育て支援員:1名
		調理師:2名 事務員:1名

施設状況

保育室:	3室	トイレ:	子ども用1ヶ所、大人用1ヶ所
調理室:	1室	事務室:	1室(102号室)
シャワー室:	1室	園庭:	なし

③理念・基本方針

- | |
|---|
| <p>【保育理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お子様と保護者が安心できる保育所 <p>【保育方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己を十分発揮し、受け止めてもらうことで人を思いやる心を持った子どもを育てます。 ・保護者に寄り添い、共に考えていきます。 ・強いチーム力で子どもの安全を守ります。 <p>【保育目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優しく思いやりがあり、情緒の安定した子ども。 ・食べることが大好きな子ども。 |
|---|

④施設・事業所の特徴的な取組

2016年4月に(株)センターが運営する最初の横浜市小規模保育事業A型の園として開園しました。
 東急田園都市線江田駅より徒歩12分程の静かな住宅地の中にある保育園です。マンションの1階で3部屋あり、窓からは光が差し込み室内は明るく温かい家庭的な雰囲気です。目の前の公園を日々眺めることができ、四季折々の自然を感じることが出来ます。

青葉区と都筑区の境目なので、両区のお子様をお預かりしています。

- ・初めて親元を離れるお子様が、安心して楽しく安全に1日を過ごせることこそが最も大切なことだと考えます。
 「先生と一緒にいればどんなことがあっても守ってくれるから大丈夫、安心」と思えるような信頼関係が深い保育園です。
 抱っこやスキンシップをたくさんして愛着関係を築いています。
- ・送迎時の会話や個別の連絡ノートでお子様の成長や心配事(食事、トイレトレーニング、自我の芽生えなど)たくさんの悩みを共有し一緒に考え、保護者の方にも安心していただけるようにしています。
- ・0歳児～2歳児の異年齢が一緒に過ごすことで、年下の子は年上の子に憧れ真似をしたり、年上の子は年下を可愛がる場面も多く見られます。また年齢に合った教育面での活動も取り入れているので、学年別に活動する時間も設定しています。
- ・まずは子どもの思いを受け止めてから丁寧に応答的に対応しています。
- ・食育に力を入れています。調理している姿を柵の外から見ることができ、匂いも感じられ食べることを楽しみにしています。
 また作り手に感謝する心が芽生えます。
 調理職員は介助やおかわりをよそってくれ、お子様一人一人の食の様子を細かく把握し子どもとの深い絆があります。
 公園で思いきり体を動かしてお腹が空き、おかわりをたくさん食べています。
- ・お互いを思いやり取り助け合うことができる笑顔の多い職員集団が、輪になってお子様を囲みチームでお守りします。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間

契約日:令和6年8月5日

訪問調査日:令和7年1月28日

評価結果確定日:

受審回数(前回の時期)

1回(前回:平成30年度)

⑥総評

◇特長や今後期待される点

1)子どもを受容した保育

当園は0歳児～2歳児までの子ども達が入園している小規模保育園です。職員は一人ひとりの子どもに寄り添った保育を心掛け、子どもの心を尊重し大切に保育を行っています。少人数の中で緩やかな担当制保育を行い、1対1の関わりを多くもち、発達段階や個人差に応じた遊びや言葉かけを行っています。探索活動が盛んになり自我が芽生える年齢でも個々に合わせた関わりが出来る体制となっています。異年齢で過ごす事が多いので、子ども同士の関わりも多く刺激を受け合っています。

2)充実した食育活動

園目標に「食べることが大好きな子ども」を掲げています。調理室が保育室の隣にあるので保育室から調理室が見え、調理職員の姿や調理中の香りも感じる事が出来ます。調理職員は毎日昼食時に子ども達の食事の様子を見て言葉を交わす等、子どもたちとの交流が盛んです。管理栄養士による献立表は写真でも示し、保育室の壁面に掲示した献立表を子ども達もよく見えています。管理栄養士は、年2回保護者対象の食育勉強会も開いています。毎月1回給食会議を開き、更なる食育活動を目指しています。

3)自主的・自発的に生活と遊びが出来る環境

子どもの目線の位置に玩具を並べたり、戸棚をオープンにして指差しで好きな玩具を選ぶように環境づくりを行っています。身体をたくさん動かせるようにリトミックやサーキット遊びを行っています。マットやトンネル、ジャングルジム、手作りの台を使って室内空間を工夫し、身体を十分使って全身運動出来るようにしています。晴れた日は、園の前にある公園に散歩に出かけ、樹々のある自然の中で保育士と一緒にになり、身体を思いきり動かすように援助しています。職員のチームワークが良く、保育内容に工夫があり充実しています。

4)実習生・ボランティア等の受入れ、支援が期待されます

実習生やボランティアの受入れを実施していません。保育士資格取得のために受入れる実習生や、看護師・保健師等の福祉サービスに関わる専門職・学生等のインターン研修等、福祉人材育成への支援が期待されます。また、社会福祉に関する知識と専門性を有する社会資源としての役割として、地域の学校教育や体験教室の学習（小学校の職場見学・中学校の職場体験・高校のインターンシップ）等への支援が期待されます。

5)事業計画の策定・周知・実行が期待されます

中・長期及び単年度の事業計画・収支計画を策定していません。理念や基本方針の実現に向け「中・長期期計画（3～5年）」を策定し、目標（ビジョン）を明確にし、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画を策定することが期待されます。単年度の事業計画は中・長期計画を反映し、職員参画のもと重点取り組み課題等を明確にし、課題解決に向けた具体的な取組内容を策定して、職員に周知し保育の更なる充実に向けて取り組むことが期待されます。

⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント

今年が開園10年目、節目となる年です。2度目の第三者評価を受審することで、一旦立ち止まり保育園の質を見直すことができました。

まずは、自己評価を行うことで、園運営や保育の難しいと感じている点や迷っていた点、理解できていない点などが浮き彫りになりました。
受審当日は学びを得ようという姿勢で臨み、多くの質問に対して、調査員の方が全てわかりやすく答えてくださいました。

当園の優れているところは維持しつつ、移り変わる時代に沿った見方、捉え方、方法、ニーズなどを把握し、常にアップデートしていくことの重要性を再確認できました。

調査員の方が、園内や職員の雰囲気や声掛け、園児が安心して過ごしていることにすぐに気づいてくださいました。

良い評価をいただいたことは全職員の励みになります。

奢ることなく更なる江田ひまわり保育園の質の向上を目指していきたいと思います。

第三者評価を受審したことは、様々な理解を深め、学びとなる良い機会となりました。

江田ひまわり保育園
園長 本田真美子

⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

第三者評価結果（共通評価基準）

- * 全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。
- * 評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

- I 福祉サービスの基本方針と組織
 - I-1 理念・基本方針
 - I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果							
1	<table><tr><td>I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。</td><td>a</td></tr><tr><td colspan="2"> 【判断基準】 a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。 b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。 c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。 ☒ ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。 ☒ イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ☒ ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。 ☒ エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。 ☒ オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。 ☒ カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。 ☒ キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。 </td></tr><tr><td colspan="2"> <コメント> 保育理念、保育方針は「入園案内パンフレット」や「重要事項説明書」等に記載し、入園前の3月に実施する「入園説明会」で保護者等へ周知を図っています。園のホームページにも掲載し、いつでも確認できます。入園後は「保護者懇談会」の中で、理念や方針を日々の保育の中でどのように実践しているか事例を交えて伝えています。職員は園内研修等で保育現場での具体的な事例を学び理解を深めています。特に保育理念「お子様と保護者が安心できる保育所」を、職員に周知し、日々の運営の基本として実践しています。 </td></tr></table>	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	【判断基準】 a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。 b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。 c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。 ☒ ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。 ☒ イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ☒ ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。 ☒ エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。 ☒ オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。 ☒ カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。 ☒ キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。		<コメント> 保育理念、保育方針は「入園案内パンフレット」や「重要事項説明書」等に記載し、入園前の3月に実施する「入園説明会」で保護者等へ周知を図っています。園のホームページにも掲載し、いつでも確認できます。入園後は「保護者懇談会」の中で、理念や方針を日々の保育の中でどのように実践しているか事例を交えて伝えています。職員は園内研修等で保育現場での具体的な事例を学び理解を深めています。特に保育理念「お子様と保護者が安心できる保育所」を、職員に周知し、日々の運営の基本として実践しています。	
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a						
【判断基準】 a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。 b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。 c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。 ☒ ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。 ☒ イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ☒ ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。 ☒ エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。 ☒ オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。 ☒ カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。 ☒ キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。							
<コメント> 保育理念、保育方針は「入園案内パンフレット」や「重要事項説明書」等に記載し、入園前の3月に実施する「入園説明会」で保護者等へ周知を図っています。園のホームページにも掲載し、いつでも確認できます。入園後は「保護者懇談会」の中で、理念や方針を日々の保育の中でどのように実践しているか事例を交えて伝えています。職員は園内研修等で保育現場での具体的な事例を学び理解を深めています。特に保育理念「お子様と保護者が安心できる保育所」を、職員に周知し、日々の運営の基本として実践しています。							

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

2

I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
---	---

【判断基準】

- a)事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b)事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c)事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。
 - ☒ ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
 - ☒ イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
 - ☒ ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
 - ☒ エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

<コメント> 青葉区の園長会や横浜市主催の研修等で社会福祉事業全体の動向や地域の福祉計画の動向を把握しています。現在、横浜市全体では保育需要がやや低下傾向になって来ていますが、園の立地する荏田地域では、新たな住宅地開発やマンションの建設が予定されいて、1～2歳児の利用者増加が見込まれています。経営状況については法人が事業全体の経営状況を把握し分析しています。
--

3

I-2-(1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
------------------------------------	---

【判断基準】

- a)経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b)経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
- c)経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。
 - ☒ ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
 - ☒ イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
 - ☒ ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
 - ☒ エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント> 法人代表との面談を通して園長は経営状況や保育の内容、設備の整備、職員体制等の現状を話し合い課題や問題点を共有しています。職員も経営意識が高く、園見学者には丁寧に説明し、毎年定員が満たせるよう取り組んでいます。また、各種経費の使い方についても園長は無駄のない経費の使い方を職員に指導しています。開園後9年が経過し、若い職員の採用・育成に今後取り組むことを課題としています。
--

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
---	---------------------------------------	---

【判断基準】

- a)経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
 - b)経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定して
いてなく、十分ではない。
 - c)経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
- ☒ ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
- ☐ イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- ☐ ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- ☐ エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

＜コメント＞
中長期ビジョン「子どもの最善の利益を追求する」を策定しています。理念や基本方針の実現に向けた経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び収支計画のいずれも、現在は策定していません。保育の更なる充実、課題の解決等のほか、地域ニーズにもとづいた新たな福祉サービスの実施といったことも含めた目標(ビジョン)を明確にすることが期待されます。計画には組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な内容を明記し、計画内容が職員に周知して取り組むことが期待されます。

第三者評価結果

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
---	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a)単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
 - b)単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
 - c)単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
- ☐ ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
- ☒ イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- ☐ ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- ☐ エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

＜コメント＞
今年度、園では園長が中心となり、期ごとに評価、反省を行い年度末にそれらを集約し中期計画を反映した事業計画を作成しています。今後は数値目標や具体的な成果等を設定した事業計画の作成が期待されます。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

6

I-3-(2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。		第三者評価結果	
		b	

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
 - ☐ ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
 - ☐ イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
 - ☐ ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
 - ☒ エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
 - ☒ オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等が)されており、理解を促すための取組を行っている。

＜コメント＞
現在、園では事業計画は策定していませんが、計画の内容については職員に周知し、次の活動に活かせるよう取り組んでいます。今後事業計画(中・長期計画と単年度計画)策定に当たっては、職員等の参画や意見の集約・反映の仕組みを組織として定め、事業計画の評価と見直しを組織的に行うことが期待されます。

7

I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。		第三者評価結果	
		a	

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を保護者等に周知していない。
 - ☒ ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
 - ☒ イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
 - ☒ ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
 - ☒ エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

＜コメント＞
保護者等には入園説明会時に「入園案内パンフレット」で「年間行事」等の説明をして、行事前には詳しく内容を説明しています。保護者会では、今後の計画の内容について説明するだけでなく、実施した計画の結果や改善点を説明して、園の取組を周知しています。また、保護者の意見を把握し、改善に役立てています。

I -4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組
I -4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

		第三者評価結果
8	I -4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
【判断基準】		
a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		
b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。		
c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。		
☒ ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。		
☒ イ 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。		
☒ ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。		
☒ エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。		
＜コメント＞		
年齢別年間指導計画に基づき、月間指導計画や週日指導計画を立てて保育に取り組み、毎週、毎月評価・反省を実施しています。振り返りの内容は、次週・次月の計画案作成に活かし、保育の質の向上に向けた取組をしています。職員は年度末に日々の保育や行事、安全等について自己評価しています。園長は職員の自己評価をまとめ、園としての自己評価のまとめを作成して職員に周知し、話し合いを実施して職員の意見を反映したまとめを作成します。自己評価は職員の保育の課題を明らかにするとともに、保育の質の向上に繋がっています。		

		第三者評価結果
9	I -4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
【判断基準】		
a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。		
b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。		
c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。		
☒ ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。		
☒ イ 職員間で課題の共有化が図られている。		
☒ ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。		
☒ エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。		
☒ オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。		
＜コメント＞		
職員の自己評価は、年度末にまとめて職員間で共有し、意見を出し合っています。課題の検討を通じて、職員一人ひとりの危険予測力と行動力が向上し、重大な怪我の発生を未然に防ぐことができています。この成果は、職員全員が同じ意識を持って保育に取り組んだ結果であり、子どもたちの安全を守る上で非常に重要な意味を持ちます。課題は、事務所にストックしている玩具の整理整頓が十分出ていないことなどです。職員に玩具を整理する時間を作り、「日中のおもちゃ」、「夕方のおもちゃ」と区分けする等の改善策を立てて取り組んでいます。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

		第三者評価結果
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
【判断基準】		
a)施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。		
b)施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。		
c)施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。		
☒ ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。		
☒ イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。		
☒ ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。		
☒ エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。		
<コメント>		
園長は保育理念「お子様と保護者が安心できる保育所」を掲げ、保育方針、保育目標を策定し、自らの役割と責任を職員に対し明らかにしています。毎週の担任ミーティングは園長も参加して実施し、園の運営状況を検討し保育の質の向上に向け、改善策を検討し取り組んでいます。園長は毎月「江田ひまわり保育園だより」に文章を掲載し情報を伝えています。		

		第三者評価結果
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
【判断基準】		
a)施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。		
b)施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。		
c)施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。		
☒ ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。		
☒ イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。		
☒ ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。		
☒ エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。		
<コメント>		
園長はこれまで毎年、横浜市や青葉区の研修会に参加して、「虐待防止、自閉症スペクトラム、要配慮児研修」・「キャリアアップ研修」等、数多くの研修に積極的に参加し、研鑽を積んでいます。職員に対しては「個人情報管理」等を園内研修で実施して法令順守の取組を行っています。利害関係者（取引事業者、行政関係者等）とは適正な関係を保持しています。		

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

第三者評価結果

12

II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
 - b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
 - c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。
- ☒ ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
 - ☒ イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
 - ☒ ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している
 - ☒ エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
 - ☒ オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>

園長は保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮しています。日々、保育を見守ることで、職員一人ひとりに対してアドバイスや改善点を伝えています。小規模園のため施設内はコンパクトで、室内のドアはすべて見通しを良くしたタイプに替えて、換気が出来るようにドアの上部は開閉できるよう工夫しています。毎週の担任会議には園長が参加して、ヒヤリハットの活用や夏のプール遊びの内容を変える工夫などを実施して、保育の質の向上に取り組んでいます。

第三者評価結果

13

II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
 - b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
 - c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
- ☒ ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
 - ☒ イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
 - ☒ ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
 - ☒ エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>

園長は経営の改善や職員の働きやすい環境整備等に具体的に取り組み、十分な指導力を発揮しています。園の発足当時、事務室は保育住戸のひと部屋を使っていましたが、現在は同じマンション内にもう1軒の住戸を借用し、事務室や職員休憩室を設置しました。職員は休憩は子どもと離れた部屋で取れています。また、職員のライフステージの変化に合わせ、8時間勤務から6時間勤務の常勤職員への変更等、多様な働き方が出来るよう相談に乗り実施しています。シフト表には保育担当の時間と別に業務に使える時間を明示し、行事準備や指導計画の作成、連絡帳記入等の時間を確保しています。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

		第三者評価結果
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。	a
【判断基準】		
a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。		
b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。		
c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。		
☒ ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。		
☒ イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。		
☒ ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。		
☒ エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。		
<コメント>		
園は必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方、福祉人材の確保と育成に関する方針を確立し、それに基づいた取組を実施しています。人員については建物の構造上部屋数が多く、トイレ等も離れているため、パート採用を多くして、子どもを見守る体制を強化し、余裕ある人員体制にしています。園長も保育を見守り、職員の指導・育成に直接携わっています。園はこれまで退職する職員が少なく、継続して勤務している職員が多いことが優れた特徴です。職員の福祉制度として「横浜市保育士借り上げ社宅制度」等の活用も実施しています。		

		第三者評価結果
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
【判断基準】		
a) 総合的な人事管理を実施している。		
b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。		
c) 総合的な人事管理を実施していない。		
☒ ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。		
☒ イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。		
☒ ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。		
☒ エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。		
☒ オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。		
☒ カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができてい		

＜コメント＞
法人は、人事基準を「就業規則」や「パートタイマー・契約社員就業規則」等で明確に定めています。期待する職員像をホームページにおいて公開し、職員を大切にする姿勢を明文化しています。職員は目標管理の取組等で園長と面談し、専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価しています。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
 - b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
 - c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。
- ☒ ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
 - ☒ イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
 - ☒ ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
 - ☒ エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
 - ☒ オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
 - ☒ カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
 - ☒ キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
 - ☒ ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

＜コメント＞
園長は職員の就業状況や意向を定期的に把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいます。有給休暇は常勤職員と同様に非常勤職員にも付与しています。有給休暇は職員本人の意向を尊重しシフトを作成して、お互いを助け合い気持ちよく休める環境作りに努めています。また、子育て世代の職員の要望に応え、当日の有給休暇申請や半日単位の取得にも対応しワークライフバランスに配慮した取組を実施しています。職員への福利厚生として、「食事代補助制度」を導入し喜ばれています。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上にけた体制が確立されている。

第三者評価結果

17

Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

a

【判断基準】

- a)職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
 - b)職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
 - c)職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。
- ☒ ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
 - ☒ イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
 - ☒ ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
 - ☒ エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
 - ☒ オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

<コメント>

職員の育成に向け、「目標管理」の取組を適切に実施しています。年度の初めに面談シートに前年度の振り返りと今年度の取組課題を実施・作成し、職員自らが「自己の目標項目・目標水準等」を明確に作成して取り組んでいます。園長は目標設定時、年度末の2回と必要に応じて適宜面談して取組状況や成果を確認しアドバイスしています。目標管理と合わせて、外部研修やキャリアアップ研修、園内研修等を積極的に実施し、専門性の向上等スキルアップを行っています。

第三者評価結果

18

Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

b

【判断基準】

- a)保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
 - b)保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
 - c)保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。
- ☒ ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
 - ☒ イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
 - ☒ ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
 - ☒ エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
 - ☒ オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

<コメント>

園では非常勤職員も含めて全職員一人ひとりの園外研修と園内研修日程を明示しています。園外研修は横浜市や青葉区主催の研修を全職員最低1回以上受講し園全体の保育の質向上に取り組んでいます。キャリアアップ研修は、個人別に受講済と未受講科目の管理を行って支援しています。園内研修では「災害時・救急時の手順、手遊び・わらべ歌等の手法」等を学び、研鑽を積んでいます。

第三者評価結果

19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
----	-------------------------------------	---

【判断基準】

- a)職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
 - b)職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
 - c)職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。
- ☒ ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
 - ☒ イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なO J Tが適切に行われている。
 - ☒ ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
 - ☒ エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
 - ☒ オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

＜コメント＞
園長は職員一人ひとりの専門知識・技術水準・専門資格の取得状況を把握し、全職員が必要な研修を受講できるよう調整して園外研修内容を指定し、受講を推進しています。また、今年度はキャリアアップ研修にも積極的に取り組んでいます。研修受講履歴は職員個々に把握しています。園外研修受講者は研修報告書を提出し、園内研修で報告して全職員と内容を共有し、職員全体の専門知識や技術の習得につなげています。新人の育成には、通常の仕事の中でOJT研修を行い、指導しています。

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

第三者評価結果

20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
----	---	---

【判断基準】

- a)実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
 - b)実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
 - c)実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。
- ☒ ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
 - ☐ イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
 - ☐ ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
 - ☐ エ 指導者に対する研修を実施している。
 - ☐ オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

＜コメント＞
ホームページでは、実習生の受入を明示しています。開園後9年経過しましたが、この間は新型コロナ禍の時期が長く続いたこと等もあったため、現在は実習生を受入れていません。保護者も、現在は玄関での対応で保育室へ入室していません。園では法人の今後の方針に沿い、実習生の受入れについて園としての方針を検討する意向を持っています。今後、実習生受入れに関してのマニュアルの整備や、指導者研修を受講するなど準備を整え、実習生の研修・育成を支援することが期待されます。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

		第三者評価結果
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。	b
【判断基準】		
a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。		
b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。		
c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。		
☐ ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。		
☒ イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。		
☒ ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。		
☒ エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。		
☐ オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。		
<コメント>		
ホームページでは法人の経営、保育園の理念や基本方針、年齢別保育の考え方等を適切に公開しています。近隣からの保護者の駐輪等に関する苦情は、公開し園だよりでも周知して改善に努めています。苦情相談窓口は「重要事項説明書」に園での対応窓口と第三者委員の氏名等を掲載し、入園説明会などで説明し周知しています。現在は法人の事業報告、決算情報等を公開していませんので、今後法人の財務等に関する情報の公開、並びに園の理念や保育の活動状況等を印刷物や掲示板等で地域に向けて発信することが期待されます。		

		第三者評価結果
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
【判断基準】		
a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		
b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。		
c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。		
☒ ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。		
☒ イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。		
☒ ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。		
☒ エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。		
<コメント>		
園における事務・経理・取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任を明確にし、職員等に周知しています。経費処理は事務担当者が実施し園長が決済し確認しています。園での金銭の取り扱いは小口現金のみで、毎月文房具等の購入で必要とする資金は、本部から得ています。園の会計は法人の外部税理士による内部監査等で定期的に確認しています。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
----	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a)子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
 - b)子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
 - c)子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
- ☒ ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
 - ☒ イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
 - ☒ ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
 - ☒ エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
 - ☒ オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

＜コメント＞
地域の子育て支援については、重要事項説明書に明文化しています。子どもと地域との交流は、新型コロナウイルス感染予防に留意し、感染の状況を見ながら交流を行っています。近隣の連携施設の保育園の園庭開放に参加したり、コミュニティハウスでのお話会に参加しています。保護者に対しては「青葉区子育て支援拠点ラフール」の紹介や「ラフール通信」を隔月送付しています。

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
----	--	---

【判断基準】

- a)ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
 - b)ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
 - c)ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
- ☒ ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
 - ☐ イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
 - ☐ ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
 - ☐ エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
 - ☐ オ 学校教育への協力を行っている。

＜コメント＞
ホームページでインターンシップの募集を行っています。園ではボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明示していません。園は0歳児から2歳児までの子どもたちを保育していますが、保育室の面積の問題や、人見知り、いやいや期の問題などを懸念して、現状は実施しない意向です。今後、ボランティア受入れに関するマニュアルを整備することが期待されます。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25

II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
--	---

【判断基準】

- a)子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b)子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c)子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
 - ☒ ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
 - ☒ イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
 - ☒ ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
 - ☒ エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
 - ☒ オ 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
 - ☒ カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

＜コメント＞
青葉区役所・都筑区役所の子ども家庭支援課、保健所、療育センターの巡回訪問等と定期的に連絡を取り、子どもの発達や家庭の状況を共有し、助言を保育に活かしています。関係機関への連絡などは園長が対応しています。課題を発見した際は職員会議等で説明するなどして、職員間で情報を共有し、問題があった際は、青葉区子育て支援課に相談・連絡し、情報交換しています。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26

II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
--	---

【判断基準】

- a)地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b)地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c)地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。
 - ☒ ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
 - ☒ イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
 - ☐ ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

＜コメント＞
園長は青葉区園長会や近隣の保育園園長会に参加して地域の情報を得ています。運営委員会はコロナ禍のためリモート開催に切り替えましたが、保護者からは対面開催時よりも数多くの質問・意見があり保育の内容をより深く伝える良い機会となっています。園の近隣地域では今後戸建て住宅やマンション建設が予定されており、地域の保育ニーズは引き続き継続すると予想しています。今後、地域住民に対する相談事業等を通じて、多様な相談に応じる機能を発揮することが期待されます。

第三者評価結果

27

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
---	---

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
 - b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
 - c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
- ☒ ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
 - ☐ イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
 - ☐ ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
 - ☐ エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
 - ☐ オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

＜コメント＞ 青葉区の園長会や近隣の園長との繋がり、または民生委員から、具体的な福祉ニーズについて意見を交換し、現状を把握しています。今後、地域の自治会や荏田西コミュニティハウス等、外部機関と連携し、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化等に貢献することが期待されます。また、園はマンション内に立地しているため目立たず、活動内容が地域に周知しにくい環境下にあります。外部道路に面した場所に掲示板を設置する等、地域に向けて園の活動状況等を広報することが期待されます。
--

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

28

Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
--	---

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
 - b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
 - c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。
- ☒ ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
 - ☒ イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
 - ☒ ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
 - ☒ エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
 - ☒ オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
 - ☒ カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
 - ☒ キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
 - ☒ ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

＜コメント＞
保育理念、保育方針、保育目標には自己を十分に発揮し受け止めてもらう保育、子どもを尊重した保育を明示し、子どもの気持ちに寄り添う事を全職員が理解し保育を行っています。職員は子どもに接する場面で言葉遣いや話し方等に配慮し、子どもの顔を見て接する事を意識し保育をしています。子どもの人権に関する外部研修を受講し、受講した職員は園内研修で報告、内容を共有し、保育に反映しています。保育場面で性差への先入観を持たないよう配慮をしています。また文化の違いで制限がある場合は、食事提供時の配慮をしています。

		第三者評価結果
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a

- 【判断基準】
- a)子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
 - b)子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
 - c)子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
- ☒ ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
 - ☒ イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
 - ☒ ウ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。
 - ☒ エ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

＜コメント＞
子どものプライバシー保護は外部研修受講後マニュアルも整備し全職員が理解しています。着替えやオムツ替え時は、外部からプライバシーを守るように取り替え場所に配慮し保育を行っています。保育園はマンションの中にあるので、子どものプライバシーが守られるように職員の声の大きさや内容に配慮、意識をしています。保護者に保育参観を通じてプライバシー保護について取組を知らせています。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

		第三者評価結果
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
【判断基準】		
a)利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。		
b)利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。		
c)利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。		
☒ ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。		
☒ イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。		
☒ ウ 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。		
☒ エ 見学等の希望に対応している。		
☒ オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。		
<コメント>		
保育園を紹介した「園のしおり」はカラー刷りでカットも入り保育目標をはじめ保育時間やデイリープログラム、給食、年間行事、入園後の持ち物、年間行事等が紹介しています。見学希望者にはこのしおりに基に園内の案内を行い質問に応じています。ホームページも同様に保育園の特徴や園の方針、写真入りで保育の様子を伝えています。情報提供内容に変更が生じた時に見直し更新しています。		

		第三者評価結果
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。	a
【判断基準】		
a)保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。		
b)保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。		
c)保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。		
☒ ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。		
☒ イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。		
☒ ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。		
☒ エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。		
☒ オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。		
<コメント>		
入園が内定した時点で入園に関する書類を事前に保護者に送付しています。入園面接では重要事項説明書に沿って園生活の説明等を全体で行い、特に持ち物の説明は実物を見せ説明しています。運営規程、延長保育、登園許可書等の内容も説明し理解に繋げています。共通部分の説明後は個別に面接を行い、記入した書類をもとに家庭での様子、食事の状況、健康状況の把握、保育時間の確認等を行っています。配慮が必要な保護者には個別に理解しやすい対応方法を行っています。保育が変更する進級時は懇談会で変更内容を分かりやすく説明しています。		

第三者評価結果

32

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
--	---

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
- b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。
 - ☒ ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
 - ☒ イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
 - ☐ ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

＜コメント＞ 転園が生じた場合、転園先への引継ぎ文書を作成しています。2歳児が卒園して他園に進級していく場合は健康、生活、食事、排泄、午睡、保護者の項目を保育要録として進級先の園に送付しています。気になることが更にあった場合は、進級先の保育園へ電話や出向いて行き、子どもの様子を伝えています。子どもや保護者に対し相談窓口になり対応していますが、進級時も相談できるように、連絡先や相談方法等を記載した文書を作り配布出来ることが期待されます。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

第三者評価結果

33

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
---	---

【判断基準】

- a) 利用者満足把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 利用者満足把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 利用者満足把握するための仕組みが整備されていない。
 - ☒ ア 日々の保育のなかで、子どもの満足把握するように努めている。
 - ☒ イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
 - ☒ ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足把握する目的で定期的に行われている。
 - ☒ エ 職員等が、利用者満足把握する目的で、保護者会等に参加している。
 - ☒ オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
 - ☒ カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

＜コメント＞ 子ども達は日々の保育で職員に見守られる中で自ら好きな遊びを選び笑顔で遊んでいる姿が多く満足している姿があります。職員は一人ひとりの子どもを受容し保育を展開しています。保護者に対しては送迎時のやり取りや連絡帳、個人面談、クラス別懇談会、運営委員会等で満足度の把握をしています。
--

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
----	--------------------------------------	---

- 【判断基準】
- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。

b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。

c) 苦情解決の仕組みが確立していない。
- ☒ ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。

☒ イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。

☒ ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。

☒ エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。

☒ オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。

☒ カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。

☒ キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>

苦情解決体制を整備した「苦情解決規程」があります。重要事項説明書に苦情解決責任者、受付担当者、第三者委員の氏名、連絡先を明記し入園面接時に保護者に説明しています。苦情は主に園長が対応し、その内容は会社に報告する仕組みで、苦情記録簿に記録後全職員に報告し共有しています。苦情内容により保護者の了解を得て園だよりに周知する場合もあります。

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。	a
----	---	---

- 【判断基準】
- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。

b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。

c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
- ☒ ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。

☒ イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。

☒ ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>

入園面接時の重要事項説明書の中で保育園と保護者との連携について「心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください。」と明示しています。苦情相談窓口、第三者委員の連絡先を記して説明しています。日々の保育の相談は送迎時に玄関で行い、相談相手の指名があれば対応を代わっています。面談を行う場合は、落ち着いて話せるように保育室や事務所を使用しています。

第三者評価結果

36

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
---	---

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
 - b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
 - c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。
- ☒ ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
 - ☒ イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
 - ☒ ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
 - ☒ エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
 - ☒ オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
 - ☒ カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>
保護者からの意見や相談を受けた際は迅速に対応できるよう受付担当者が面談を行っています。意見、相談内容により検討が必要な事項は保護者にその旨を説明し、会議等で検討しその後園長から説明、迅速な対応を行っています。相談や意見内容は記録したうえで、全職員が確認し、保育の質の向上に繋げるように改善を行っています。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

第三者評価結果

37

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
---	---

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
 - b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
 - c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
- ☒ ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
 - ☒ イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
 - ☒ ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
 - ☒ エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
 - ☒ オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
 - ☒ カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

＜コメント＞
事故発生時の対応と安全確保は横浜市子ども青年局保育、教育担当の事故対応マニュアルを基に、園長がリスクマネジメントの責任者となり体制を整備しています。各クラスの壁面には迅速に対応できるように手順の掲示物があります。事故の事案を基に発生の原因、対応、再発防止について園内研修を行っています。ヒヤリハットが生じた場合は、直ぐに付箋に記入し全職員が把握し定期的にまとめ反省と予防策を話し合っています。全職員はAED研修を受講し、安全点検表を用いての安全確保に努めチェック項目も定期的に見直しをしています。

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。		第三者評価結果	
		a	

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
 - b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
 - c) 感染症の予防策が講じられていない。
- ☒ ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
 - ☒ イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
 - ☒ ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
 - ☒ エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
 - ☒ オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
 - ☒ カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
 - ☒ キ 保護者への情報提供が適切になされている。

＜コメント＞
感染症対策は厚生労働省の「感染対策ガイドライン」、園独自の「感染症対応マニュアル」、青葉区や横浜市からの通知等を職員に周知し感染症の管理体制を整えています。職員は嘔吐処理研修等感染症について研修を行い嘔吐処理セットも用意しています。保育室、玩具、トイレや流し台、廊下など園内の消毒を毎日行っています。保護者へは年に数回の「保健便り」等で感染症情報を提供しています。感染症が発症し流行した場合は直ぐに玄関に掲示し保護者へ情報提供を行っています。マニュアルの見直しは対応方法が新しくなった時に随時行っています。

第三者評価結果

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
--	---

【判断基準】

- a)地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
 - b)地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
 - c)地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
- ☒ ア 災害時の対応体制が決められている。
 - ☒ イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
 - ☒ ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
 - ☒ エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
 - ☒ オ 防災計画等整備し、地域の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント> 「防災マニュアル」を基に災害時の対応体制を整えています。園長が不在時や延長保育時でも職員が対応出来るようになっています。ハザードマップを確認し避難場所までの避難経路の確認もしています。災害時は連絡帳アプリを使い保護者へ連絡が取れるよう体制が出来ています。3日分の食料や備蓄を確保し備蓄リストを作成、管理は園長が行い消費期限の確認をしています。防災年間計画に沿って様々な状況を想定し月1回から2回の避難訓練を行っています。消防署や警察にも園内の様子を見てもらい、不審者対応の為のアドバイスを受けています。
--

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

第三者評価結果

40

Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
---	---

【判断基準】

- a)保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
 - b)保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
 - c)保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。
- ☒ ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
 - ☒ イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
 - ☒ ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
 - ☒ エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
 - ☒ オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

＜コメント＞
保育の実施方法は全職員が同じ方法で保育が行えるようにデイリープログラムに沿って外遊び、食事、睡眠、水遊び等園生活の各場面に応じたそれぞれのマニュアルがあります。その中に子どもを尊重しプライバシーを保護し人権を守る姿勢も含まれています。外部研修受講後は園内研修へと繋げ、全職員がその内容を共有しています。園長は直接保育場面を見て適宜指導し、園児の様子や個人差に配慮する事を伝えています。この様にして保育の標準的な実施方法は文章化しているので職員間で共有出来ています。

		第三者評価結果
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
 - ☒ ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
 - ☒ イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
 - ☒ ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
 - ☒ エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

＜コメント＞
保育の実施方法の見直しは、年度末に園長と担任が内容を確認後見直しをして、新年度に生かしています。その際は職員だけでなくクラス別懇談会の内容、保護者からの意見等や調理師の提案等も反映しています。年度途中で見直しが必要になった時はその都度話し合いを行い見直しています。園長は常に保育を見守り、場面を捉えて指導を行っています。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

		第三者評価結果
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a

【判断基準】

- a)アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
 - b)アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
 - c)アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。
- ☒ ア 指導計画作成の責任者を設置している。
 - ☒ イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
 - ☒ ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
 - ☒ エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
 - ☒ オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
 - ☒ カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
 - ☒ キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
 - ☒ ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

＜コメント＞
園長は指導計画作成の全体責任者となっています。指導計画の作成にあたっては全体的な計画を基に各クラスは年度初めにクラスの話し合いを行い年間計画を作成しています。その年間指導計画を基にその月の子どもの様子、発達の様子を踏まえ月案指導計画を作成し週案に繋げています。指導計画は調理師や栄養士、看護師等担任以外の職員の意見や保護者の意向も加味して計画を作成しています。個別配慮は他の職員の意見も参考にしています。支援が必要なケース等は区の家庭支援課、保健所等と連絡を取り適切な保育が行えるように検討を行っています。

		第三者評価結果
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a

【判断基準】

- a)指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
 - b)指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
 - c)指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。
- ☒ ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
 - ☒ イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
 - ☒ ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
 - ☒ エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
 - ☒ オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

＜コメント＞
指導計画の評価、見直しの月案指導計画は毎月、年間指導計画は1年間で4期に分け、その都度評価と見直しを行い、4期終了後は全体の年間指導計画の見直しを行っています。見直しは担任と園長で行い、その後全職員に報告し共有しています。指導計画を緊急に変更する場合は週案に記載するようにしています。評価した結果は次の指導計画の作成に活かしています。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
 - b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
 - c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。
- ☒ ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
 - ☒ イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
 - ☒ ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
 - ☒ エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
 - ☒ オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
 - ☒ カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

＜コメント＞
毎日の保育の記録は連絡ノートが複写式となっており、1日の生活の様子や食事の様子等を記入しています。1部は降園時保護者に渡し、複写は児童票として園で保管しています。記録をするにあたって記録方法や書き方などが職員によって差異が生じないように園長は職員に指導しています。全職員は職員伝達ノート、週1回の担任会議、年3回の全体会議、月1回の給食会議等で情報共有しています。パソコンを保育関係の書類作成、記録に活用しています。

45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
----	----------------------------------	---

【判断基準】

- a)子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b)子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c)子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。
 - ☒ ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
 - ☒ イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
 - ☒ ウ 記録管理の責任者が設置されている。
 - ☒ エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
 - ☒ オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
 - ☒ カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

＜コメント＞

記録管理の責任者は園長で職員に会議で書類の取り扱いについて説明をしています。「個人情報保護規程」があり、これに基づいて保護者や園児の個人情報を含む書類や園の記録は鍵付きの棚に保管し、廃棄についても紙ベースの物はシュレッターにかけ処分しています。入園時の面接では入園時重要事項説明書に記載した守秘義務や個人情報の取り扱いに関する事項を説明し同意の署名を得ています。

(別紙2A)

第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

第三者評価結果

A1	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
- b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
- c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。
- ☒ ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
 - ☒ イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
 - ☒ ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
 - ☒ エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
 - ☒ オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

<コメント>

開園にあたって、全体的な計画は園長が資料も参考に原案を作成しました。児童福祉法、児童憲章、保育所保育指針等の趣旨を捉え、園の保育理念「お子さまと保護者が安心できる保育所」保育方針、そして園の保育目標「優しく思いやりがあり、情緒の安定した子ども」「食べることが大好きな子ども」を基に職員も参画し検討し、これらを各年齢の子どもの保育目標に繋げ子どもの発達過程、生活リズム等を考慮した計画となりました。全体的な計画は年度終わりに職員で見直しを行い次年度に繋げています。保育所の理念、保育方針、園の保育目標は常に玄関や保育室内に掲示し、保護者や職員が常に意識して保育が行えるようにしています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

A2

A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。

a

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。
- ☒ ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
 - ☒ イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
 - ☒ ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
 - ☒ エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
 - ☒ オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
 - ☒ カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

保育園はマンションの1階住居の3室を使って保育を行っていますが、南向きで日差しも入り明るく、目の前の公園を眺められる環境となっています。各保育室には温湿度計を設置し窓の開閉による換気、エアコン、空気清浄機を活用して適切な状態を保っています。子どもへの環境配慮として見落としがちな職員の声のボリュームには、全職員が常に配慮しています。衛生管理は保育室、手洗い場、トイレ、廊下等の設備、玩具等の用具の消毒を毎日行っています。寝具シーツ、タオルケットの持ち帰り洗濯を毎週家庭にお願いし、コットの消毒もしています。子どもがくつろいだり、安全で落ち着けるように床はクッションフロアになっており、可動式パーティションを活用して生活空間の工夫をしています。

第三者評価結果

A3

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

a

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。
- ☒ ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
 - ☒ イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
 - ☒ ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
 - ☒ エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
 - ☒ オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
 - ☒ カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

子ども一人ひとりの生まれてからの発達過程や発達状況、家庭環境や生活リズム等から生じる子どもの個人差や成長を職員間で話し合い共通理解をしています。特に時差勤務や合同保育で対応職員の交代も生じるので、同じ関わりを持てるように声をかけ合い、子どもの状態を日々把握し個々に合わせた保育を行っています。子どもが安心して思いが伝えられるように、ゆったりと目を見て話すように心がけています。自分の気持ちが十分出せない子どもは、特に思いを汲みとり子どもの気持ちを代弁するように配慮しています。子ども同士のトラブルも年齢を考慮しお互いの子どもの気持ちを伝え合い対応しています。

第三者評価結果

A4

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。
- ☒ ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
 - ☒ イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
 - ☒ ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
 - ☒ エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
 - ☒ オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

<コメント>

生活習慣を身に付けていくには一人ひとりの子どもの発達状態にあわせ子どもが自分でやろうとする気持ちを大切に、出来ることから少しずつ取り組んでいます。0～2歳児まで合同で過ごす事も多いので、年齢の小さい子は年上の子の様子から刺激を受けています。着替えや便座に座る、手洗い、靴下や靴の着脱など、意欲的に真似をしています。また年上の子が年下の子の姿をみて手伝うなど良い連鎖となっています。頑張れた時には沢山褒め、やる気に繋げています。歌や絵本を通じて乳児でも分かるように生活習慣の大切さも伝えています。送迎時のやり取りや連絡帳を通じて保護者と連携を図り進めています。子ども一人ひとりの状態に合わせて静と動のバランスを取り、安心して眠れるように保育空間を工夫しています。

第三者評価結果

A5

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。
- ☒ ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
 - ☒ イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
 - ☒ ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
 - ☒ エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
 - ☒ オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
 - ☒ カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
 - ☒ キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
 - ☒ ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
 - ☒ ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
 - ☒ コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

子どもの目線の位置に玩具を並べたり戸棚をオープンにして指差しで好きな玩具を選べるように環境づくりを行っています。玩具は発達に合わせて入れ替えを行い、興味を持ち遊べるように用意しています。身体をたくさん動かせるようにリミックやサーキット遊び、マットやトンネル、ジャングルジム、手作りの台を使って室内空間を工夫し、身体を十分使って全身運動が出来るようにしています。園庭はありませんが、園の前が公園なので晴れた日はなるべく散歩に出かけ、樹々のある自然の中で保育士と一緒に身体を思いきり動かすように援助しています。公園では地域の人や子ども連れの親子と関わる機会もあります。

第三者評価結果

A6

A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ☒ ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
- ☒ イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
- ☒ ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
- ☒ エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
- ☒ オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
- ☒ カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>

子どもが安心して保育士と愛着関係(アタッチメント)が持てるように、緩やかな担当制で1対1の関わりを大切にしています。子どもの表情を大切に気持ちに寄り添う言葉かけをしています。0歳児の人数は少ないので、どの職員にも人見知りすることなく安心して過ごせる小規模保育園の良さがあります。子どもの24時間の生活を視野に入れ、生活リズムを大切に個々に合わせた保育を行っています。1、2歳児と合同保育で過ごす事が多いので、年齢の高い子の様子をみて模倣し、刺激を受けています。離乳食提供は、発達段階にあった食事を調理員と相談しながら提供しています。保護者との連携は食事だけでなく日々の家庭での生活の様子、保育園での様子を送迎時や連絡帳で伝え合い連携を取っています。

第三者評価結果

A7

A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
 - b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
 - c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ☒ ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
 - ☒ イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
 - ☒ ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
 - ☒ エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
 - ☒ オ 保育士等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。
 - ☒ カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
 - ☒ キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

<コメント>

子どもの自我が育ち始め、何でも自分でやろうとする気持ちが芽生える年齢なので、個々に合わせ関わる保育を大切にしています。園は配置基準よりも多く職員を配置しているので、個々の思いに添った探索活動も見守る事が出来ます。物の取り扱いからトラブルが生じやすい年齢ですが、お互いの思いを聞き気持ちを代弁し仲立ちを行う等の対応をしています。合同保育で異年齢と過ごす事が多いので、子ども同士の関わりが多くあります。調理室は、保育室から調理の様子を見る事が出来、特に昼食時間は調理職員とのやり取りが多くあり、関わりが活発に行われています。保育園の様子や家庭の様子等を朝夕の送迎時や連絡帳を通じて保護者と連携を取っています。

第三者評価結果

A8

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

非該当

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
 b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
 c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ☐ ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のあ
る活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
☐ イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽し
みながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
☐ ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だち
と協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を
整え、保育士等が適切に関わっている。
☐ エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の
小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

<コメント>

3歳児以上の保育は実施していないため、非該当です。

第三者評価結果

A9

**A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の
内容や方法に配慮している。**

b

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
 b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、
十分ではない。
 c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

- ☐ ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
☒ イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画
と関連づけている。
☒ ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
☒ エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
☒ オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
☒ カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
☒ キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得てい
る。
☒ ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取
組を行っている。

<コメント>

建物・設備に関してはマンションの住居の3室で保育を行っています。玄関は段差があり各部屋が開き扉なので障害に応じた環境設備に関しては十分ではありませんが、今後入園した場合は保育室が3部屋あるので1対1の保育やホッとするスペースの環境設備は確保できます。受入れ時はクラスの指導計画に沿った個人指導計画を実施します。気になる子どもに関しても専門機関の療育センターから助言を受けることができ連携が取れています。障害児保育の外部研修を受講した職員は、園内研修で講師となり研修内容を報告し全職員で共有しています。

第三者評価結果

A10

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ☒ ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
 - ☒ イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
 - ☒ ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
 - ☒ エ 年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
 - ☒ オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
 - ☒ カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
 - ☒ キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

<コメント>

登園時間、降園時間が一人ひとり違うので在園時間も様々ですが、ゆとりをもったデイリープログラムの中で子ども主体の園生活を行っています。0～2歳児までの子ども達に合わせ、ゆったりと過ごす事が出来るように遊びのコーナーを作ったり、戸外と室内に分かれて2グループになって保育する等、保育の内容や方法を日々配慮しています。特に在園時間の長い子どもは、年齢ごとの発達にあった玩具や一人だけで遊べる玩具を用意し、楽しく安全に遊べるように配慮しています。特に0歳児がいる場合は口に入れてしまわぬように小さな玩具は除いています。在園時間に配慮し、夕食の妨げにならないように牛乳の提供をします。ゆったり過ごせるように保育室にマットを敷いて横になれたり、水分補給が直ぐに出来るよう麦茶を用意し、快適に過ごせるように環境整備をしています。遅番職員に連絡事項を伝え引継ぎ、連絡漏れのないようにしています。

A11	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	非該当
-----	---	-----

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。
- ☐ ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
- ☐ イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- ☐ ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- ☐ エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
- ☐ オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>

3歳児以上の保育は実施していないため、非該当です。

A-1-(3) 健康管理

A12	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
-----	------------------------------	---

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
- b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。

- ☒ ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
- ☒ イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
- ☒ ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
- ☒ エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
- ☒ オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
- ☒ カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
- ☒ キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
- ☒ ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

＜コメント＞

入園面接時で既往症や予防接種、健康状態等子どもの健康に関して聞き取りを把握し全職員で共有しています。入園後も同様に予防接種等新たな情報が発生した場合は、その内容を保護者から聞きとり記録しています。保育中に発熱等の体調変化が見られた場合は、速やかに保護者へ連絡し情報共有する体制を整えています。適切な保育体制の確保を徹底し、子どもたちの安全を最優先に対応しています。保健計画を作成し、それに基づいて保育を進めています。乳幼児突然死症候群(SIDS)予防に関する知識は、全職員に周知し0歳児は5分毎、1、2歳児は10分毎に呼吸確認を行い、その時の体位も含め記録しています。保護者に入園面接時にSIDSについての情報を伝えています。

第三者評価結果

A13

A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。

- ☒ ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
- ☒ イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
- ☒ ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

＜コメント＞

健康診断、歯科健診を年2回行っています。その他身体測定は毎月行っています。測定後はカウプ指数(成長曲線)を記入し、健康診断の際に参考としています。健康診断の前に保護者から嘱託医に聞きたい事、不安な事を連絡帳に記入してもらい、受診の際にその質問を園医に聞き保護者に伝えています。健診の結果は、連絡帳記入だけでなく口頭で保護者に伝えています。歯科健診については横浜方式の結果表とあわせ保護者に伝えています。受診が必要な場合や、経過観察が必要な場合は個別に説明を行っています。健康に関する絵本や保育士の話、お医者さんごっこ等を通じて保健に関する内容を乳児にも分かりやすいように伝えています。保護者に年2回、園長が作成した「保健便り」を配布し、感染症の情報や健康に関しての情報、園医からの話等を掲載し、子ども達の健康管理に繋がっています。

A14

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。

a

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。
- ☒ ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
 - ☒ イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
 - ☒ ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
 - ☒ エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
 - ☒ オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
 - ☒ カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

<コメント>

アレルギー対応は横浜市が作成した「保育所における食物アレルギーマニュアル」や、医師の診断書を基に子どもの状況に合わせ行っています。入園面接時に医師の診断書を確認後、園のアレルギー対応食の提供方法を伝えています。職員は提供時専用のエプロン、三角巾、台ふきを使用し、専用のトレイで食器の色を変えネームプレートを付け、机も別に配置し可視化して提供しています。調理員と担当保育士が声を出し合い確認後、全員で復唱しトリプルチェックします。誤食が無いように1番最初に食事提供し食べ始めます。保護者とは提供内容が変わる時に面談を行っています。慢性疾患も同様に医師の指示書に沿って対応しています。職員はアレルギー疾患対応研修を受講し、必要な知識を共有しています。緊急時の対応方法についても分かりやすいように保育室内に掲示し、適切な対応を行っています。

A-1-(4) 食事

第三者評価結果

A15

A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。

a

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。

- ☒ ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
- ☒ イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
- ☒ ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
- ☒ エ 食器の材質や形などに配慮している。
- ☒ オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- ☒ カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
- ☒ キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
- ☒ ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

食事を楽しむ取組は各クラスの「食育年間計画」のねらいを基に食事提供を行っています。0～2歳児まで同じ保育室で食事をするので年下の子は年上の子の様子を見て食べてみようとする姿や、年上の子は小さい子が側にいるので、見本を示そうと落ち着いて食べる姿があります。職員は個々の子どもの発達や健康状態や食欲や個人差に配慮し、発達に合わせ介助もしながら食事の提供をしています。子どもが食べ物に興味を持てるようにその日の食材を見せたり触ったり、皮を剥いたりする体験もしています。食べ物が出てくる絵本や紙芝居やパネルシアターを使って食事への関心を持てるような活動や、パペットを使って咀嚼を促すような取組も行っています。食育日より、年2回外部からの管理栄養士による保護者対象の食育勉強会を行い、保育参加日に試食も行っています。

第三者評価結果

A16

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。

a

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。

- ☒ ア 一人ひとりの子どもの発達状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
- ☒ イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
- ☒ ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
- ☒ エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
- ☒ オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
- ☒ カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
- ☒ キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

<コメント>

食事は子どもの発達状況や体調に合わせ、食べる量や好き嫌い等の個人差を把握して提供し、決して無理強いすることはありません。少しでも食べた時は褒め、食べることが好きになるように働きかけています。残食量の記録からも次月の献立、調理に生かしています。月1回の日本各地の郷土料理や鬼のご飯、トナカイライス等の行事食、季節感のある献立を取り入れ、おいしく食べる事が出来るよう献立の工夫をしています。保育室の隣りが調理室なので、子どもたちは調理員に話しかけたり調理をしている姿を見る事が出来ます。昼食時は調理員が保育室にきて子どもの喫食状況を見て子どもたちと会話をするなど交流場面がたくさんあります。月に1回園長、事務職員、調理員による給食会議を開き、内容により管理栄養士とやり取りし、献立に反映しています。衛生管理マニュアルを基に衛生管理の体制が出来ており、安心して食べる事が出来る食事を提供をしています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

第三者評価結果

A17

A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
- b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。
- ☒ ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
- ☒ イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
- ☒ ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
- ☒ エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>

保護者と毎日の送迎時に日々の様子を伝え合い情報交換を行っています。連絡ノートは毎日24時間の時系列表付きのタイプを使用しています。保護者は睡眠・排泄・食事等、家庭での様子を記入して園に連絡し、園からも同様に情報を記入し、家庭と園のお互いの情報をやり取りし共有することで、より安全に保育を行えるようにしています。毎月の園だよりでは、行事だけでなく日々の園での様子、活動内容を写真で伝えています。写真の利用については保護者と確認書を交わしています。園児12名の小規模園のため、職員は送迎時には、その子の園での活動の様子を伝え共有できるようにしています。例年10～11月に保育参加を実施しています。全家庭が日程を分けて参加し、両親で参加するケースが多くなっていて、父親は〇〇君のパパとして大人気です。保育参加等により、保護者は園での子どもの生活を体感・体験し、保育の理解度を深めています。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18

A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。

a

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。

- ☒ ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
- ☒ イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
- ☒ ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
- ☒ エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
- ☒ オ 相談内容を適切に記録している。
- ☒ カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

日々の送迎時の会話を大事にして、保護者が安心して子育てができるように心がけ支援しています。連絡ノートでのやり取りだけでなく、送迎時の会話を大切にして保護者との信頼関係を築いています。保護者からの相談はいつでも受け付けて、保護者の都合に合わせ、別途面談日を決めて話を聞いています。各種の行事は午前中に終わるので、行事日の午後に面談することもあります。面談は他者への気遣いがいらない空間で実施しています。相談の内容によっては、園長が同席し、保育士一人では対応できない相談について、保育の専門知識を活かし適切な助言を行っています。面談の中で必要に応じて、青葉区子育て支援課等の支援機関の紹介を行うこともあります。相談内容は記録すると共に、職員間で情報共有をしています。

第三者評価結果

A19

A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

a

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。

- ☒ ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
- ☒ イ 虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
- ☒ ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
- ☒ エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
- ☒ オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
- ☒ カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- ☒ キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

＜コメント＞

家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めています。職員は朝の受入れ時の様子や昼食の食べ方、着替えの時などには、顔や体に傷やあざがないか丁寧に観察を行っています。ネグレクトの疑いや子どもの権利侵害のある家庭等、多少でも心配がある時は青葉区子ども家庭支援課に連絡し、多機関で見守りが出来る仕組みを作っています。園では横浜市こども青年局作成の虐待防止マニュアルやチェックリスト等を整備して研修するとともに、園外研修で虐待防止研修を受講した職員が講師となって園内研修を実施し、研修内容を共有して職員の知識を深めています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

第三者評価結果

A20

A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

a

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
 - b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
 - c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）に取り組んでいない。
- ☒ ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り（自己評価）を行っている。
 - ☒ イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
 - ☒ ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
 - ☒ エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
 - ☒ オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
 - ☒ カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

園では毎年、年度末に保育士自身が主体的にこれまでの週日指導計画や月間指導計画の評価、反省欄を確認して、自身の保育実践を振り返り、自己評価を行っています。昨年度の成果としては、大きな怪我がなく危険を予測し行動に移す力が伸びたこと、子どもの体調変化等が園の看護師にすぐに相談できること、会議運営では話し合いの時間が多く持ち内容が充実したこと等多数挙げられています。園では保育士一人ひとりの自己評価を集計・分析し、園の自己評価を作成・公表し、次年度の保育実践に活かしています。



株式会社フィールズ

〒251-0024 藤沢市鵜沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F

TEL:0466-29-9430

Mail:hyouka@fieldsshonan.jp

A thick pink horizontal bar spanning the width of the page, located at the bottom.